

○文部科学省令第四十一号

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）の一部の施行に伴い、並びに教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第九条の三第一項第一号及び第六項、別表第一備考第一号、第五号及び第六号の規定に基づき、並びに教育職員免許法を実施するため、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十七日

文部科学大臣 林 芳正

資料3 1

教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成二十九年文部省令第三十三号）第十四条第二項及び第三項、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項、専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部省令第三十四号）第十一条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導、法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
						右項の各科目に含めることが必要な事項	領域の保育内容の指導（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の理念並びに教職の意義及び役割の役割（職務的又は経営的）の理解（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の発達及び理解（児童及び生徒に対する対応を含む。）	幼児教育（方法及び技術）の理解（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育実践（演習）	
						専修免許状	一六	一〇	四	五	三	
						一種免許状	一六	一〇	四	五	三	
						二種免許状	一一	六	四	五	二	
						備考						

一 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域」に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち以上の科目について修得するものとする。

二 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）は、学校教育法施行規則第三十八条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質

第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を含めた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

三 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第九条の表備考第七号及び第八号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。）は一単位以上を修得するものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

五 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

イ 幼児、児童又は生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ。）小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。

七 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。）。

八 教育実習の単位数には、二単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる（次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項及び第九条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「二単位」とあるのは「一単位」と読み替えるものとする。）。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」と

いう。)又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目(以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。)(教育実習を除く。)の単位をもつて、これに替えることができる(次条第一項の表の場合においても同様とする。)

十 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目(教職実践演習を除く。)の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする(次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表の場合においても同様とする。)

十一 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては六単位)まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあつては二単位まで、(次条第一項及び第四条第一項の表の場合においても同様とする。)

十二 教育の基礎的理解に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。))に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第九条及び第十条の表(表の部分に限る。)を除き、以下「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」という。)並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。附則第十項の表備考第二号イにおいて「教育の方法及び技術に関する科目」という。)の単位のうち、二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)までは、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあつては二単位(次条第一項の表の場合においても同様とする。)

十三 保育内容の指導法に関する科目のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目(各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表(表の部分に限る。)を除き、以下「各教科の指導法に関する科目」という。)又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(特別活動の指導法に係る部分に限る。次条第一項、第四条第一項、第五条第一項の表(表の部分に限る。))を除き、以下「特別活動の指導法に関する科目」という。)の単位をもつてあつては二単位までとする。

十四 大学が独自に設定する科目の単位修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする(次条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表の場合においても同様とする。高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、「一種免許状又は二種免許状」とあるのは「一種免許状」と読み替えるものとする。)

イ 専修免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 一種免許状又は二種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。

3 保育内容の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。

4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保する

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

「項を加える。」

「項を加える。」

とともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄 教科及び教職に関する科目	第二欄 教科及び教職の指導法に関する科目	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	第五欄	第六欄
				科目に関する設定	科目に関する独自
右項の各科目に含めることが必要な事項	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践	大学
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践	大学
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践	大学
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践	大学
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践	大学
専修免許状 三〇	三〇	一〇	一〇	五	二六
一種免許状 三〇	三〇	一〇	一〇	五	二六
二種免許状 一六	一六	六	六	二	二

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

備考
 一 教科及び教科の指導法に関する科目(教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第一項及び第五條第一項の表(表の部分に限る。)(を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。))の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。)(第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。))の教科に関する専門的事項を含む科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
 二 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)、教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

る。

- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ一単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は一単位以上修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）
- 五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五号第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあつては二単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程における単位の修得方法は、第一項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
教科及び教職に関する科目	教科及び教職の指導に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
最低修得単位数					
右項の各科目に含める必要がある事項	教科各科目の指導の役割、社会的な意義及び職務的又は心的な発達の必要とする事項（経済的、身体的、心理的、社会的、道徳的、総合的な学習の時間等）	幼児、児童及び生徒の発達に必要とする事項（身体的、心理的、社会的、道徳的、総合的な学習の時間等）	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
	門専るす関に科教科 教材及び機器情報念理の科各 にび並念理の育教 学校運チ内・職の教職の 学校と事(経務)的又社 達及の心徒のび生及育に 児童児幼とす必要及児童 ・ユカリ方編義及の意 マラムリ法成及びの意 指び及論理の徳道 時習学な合総 法導指の動活別特 及機器情術び法の方 及器報の術技及指徒教 識論理のにリンウ談教 含的るにウンセカ相 ヤキび及導指路進 習演踐実職教				

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たつては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。
- 「項を加える。」

「項を加える。」

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあってはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。） 日本史及び外国史
社会	地理学（地誌を含む。） 「法学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」

- リ 技術 木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）、機械（実習を含む。）、電気（実習を含む。）、栽培（実習を含む。）、情報とコンピュータ（実習を含む。）、
- ロ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服製作実習を含む。）、
- リ 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学（実習を含む。）、
- ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
- ロ 職業指導 職業指導の技術、職業指導の運営管理
- リ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
 - 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
 - 四 第一号中「」内に示された事項は当該事項の一以上にわたつて行うものとする（次条第一項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
 - 五 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法並びに特別活動の指導法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
 - 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第一項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。
 - 七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。
 - 八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。
 - 九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許

職業指導	
職業指導	職業指導の技術
英語	職業指導の運営管理
英語学	
英米文学	
英語コミュニケーション	
異文化理解	
宗教学	
宗教史	
「教理学、哲学」	
備考	
一	第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）
二	英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）
三	「」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたつて行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。（次条、第九条、第十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。）

一種免許状	二四	一〇	八	三	二	二
		(四)	(五)	(六)	(七)	(八)

備考

一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ一単位以上修得するものとする。

イ 国語 国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)、国文学(国文学史を含む。)、漢文学

ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌

ハ 公民 「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」、「社会学、経済学(国際経済学を含む。)」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」

ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ

ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」

ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)、器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)、指揮法、音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)、音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)

ト 美術 絵画(映像メディア表現を含む。)、彫刻、デザイン(映像メディア表現を含む。)、美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)、工芸理論・デザイン理論

チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作(プロダクト制作を含む。)、工芸理論・デザイン理論

リ 書道 書道(書写を含む。)、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」

ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)、生理学(運動生理学を含む。)、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)

ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)

リ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)、看護実習

ワ 家庭 家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)、被服学(被服製作実習を含む。)、食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)、住居学(製図を含む。)、保育学(実習及び家庭看護学を含む。)、家庭電気・家庭機械・情報処理

カ 情報 情報社会・情報倫理、コンピュータ・情報処理(実習を含む。)、情報システム(実習を含む。)、情報通信ネットワーク(実習を含む。)、マルチメディア表現・マルチメディア技術(実習を含む。)、情報と職業

コ 農業 農業の関係科目、職業指導

ク 工業 工業の関係科目、職業指導

ケ 商業 商業の関係科目、職業指導

ク 水産 水産の関係科目、職業指導

ツ 福祉 社会福祉学(職業指導を含む。)、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解・加齢に関する理解・障害に関する理解

美術	絵画(映像メディア表現を含む。) 彫刻 デザイン(映像メディア表現を含む。) 美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。) 図法及び製図 デザイン
工芸	工芸制作(プロダクト制作を含む。) 工芸理論、デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。) 書道 書道史
書道	書道(書写を含む。) 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)
保健	衛生学及び公衆衛生学 学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学及び公衆衛生学
看護	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。) 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。) 看護実習
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) 被服学(被服製作実習を含む。) 食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) 住居学(製図を含む。) 保育学(実習及び家庭看護学を含む。) 家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理 コンピュータ及び情報処理(実習を含む。) 情報システム(実習を含む。) 情報通信ネットワーク(実習を含む。) マルチメディア表現及び技術(実習を含む。)
農業	情報と職業
工業	職業指導
商業	職業指導
水産	職業指導

事項	幼稚園		小学校		中学校		高等学校		大学		大学院		必要なこと
	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状	
の業務内容	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	の業務内容に必要事項
の選定	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	の選定に必要事項
の並立	六	六	四	五	六	六	四	六	六	六	四	六	の並立に必要事項
の心身	六	六	四	五	六	六	四	六	六	六	四	六	の心身に必要事項
の発達	六	六	四	五	六	六	四	六	六	六	四	六	の発达到必要事項
の社会的	六	六	四	五	六	六	四	六	六	六	四	六	の社会的に必要事項
の課程	六	六	四	五	六	六	四	六	六	六	四	六	の課程に必要事項
の科目	六	六	四	五	六	六	四	六	六	六	四	六	の科目に必要事項
の活動	六	六	四	五	六	六	四	六	六	六	四	六	の活動に必要事項
の技法	六	六	四	五	六	六	四	六	六	六	四	六	の技法に必要事項
の課程	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	の課程に必要事項
の内容	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	の内容に必要事項
の指導	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	の指導に必要事項
の指針	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	の指針に必要事項
の理解	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	の理解に必要事項
の(カ)	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	の(カ)に必要事項

備考

一 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)を含むものとする。

二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条

に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならぬ。

三 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むこと。教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあっては一単位以上を修得するものとする。

六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。

七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては幼稚園、中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園には特別支援学校の幼稚部を、小学校には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を、中学校には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を、高等学校には中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。

八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする（第七条第一項、第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び

特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教諭に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする。（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。

十二 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十三 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十四 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。

十五 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもつてあてることができる。

十六 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

十七 括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2] 免許法別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3] 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第六条の二 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
養護及び教職に関する科目	養護に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
右項の各科目に含めることが必要な事項	教育の理念並びに教育・職務に關する歴史及び思想 教育の意義及び教員としての役割 教育に關する社会的、制度的又は経過的な事項 児童及び幼児の発達と支援の必要と 教育課程の意義及び編成の方法 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動 教育の方法及び技術 生徒指導（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。	幼児、児童及び幼児の特別の教育課程の意義及び編成の方法 児童及び幼児の発達と支援の必要と 教育課程の意義及び編成の方法 道徳、総合的な学習の時間及び特別活動 教育の方法及び技術 生徒指導（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
	専修免許状 二八	八	六	五	三
	教諭免許状 一種免許状 二八	八	六	五	三
	教諭免許状 二種免許状 二四	五	三	四	四

備考
一 養護に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める単位数を修得するものとする。
イ 専修免許状又は一種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）四単位以上、学校保健二単位以上、養護概説二単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む。）二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
ロ 二種免許状 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）二単位以上、学校保健一単位以上、養護

第九条 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

養護に関する科目	最低修得単位数
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	四
学校保健	二
養護概説	二
健康相談活動の理論及び方法	二
栄養学（食品学を含む。）	二
解剖学及び生理学	二
「微生物学、免疫学、薬理概論」	二
精神保健	二
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	一〇

備考
一 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項に規定する養護に関する科目の単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を修得するものとする。
二 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護に関する科目の単位の修得方法は、衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を修得するものとする。

- 概説一単位以上、健康相談活動の理論・健康相談活動の方法二単位以上、栄養学（食品学を含む）
- 一 二単位以上、解剖学・生理学二単位以上、「微生物学、免疫学、薬理概論」二単位以上、精神保健二単位以上、看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）十単位以上
- 二 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあつては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 三 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（以下「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（養護実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。
- 四 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる（次条の表の場合においても同様とする。）。
- 六 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目について修得するものとする。
- イ 専修免許状 養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等
- ロ 一種免許状又は二種免許状 養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目
- 七 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のロの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）に含まれる内容について、合わせて三単位以上を、教育の基礎的理解に関する科目（教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に係る部分に限る。次号において「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目」という。）、教育の基礎的理解に関する科目（幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に係る部分に限る。次号において「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」という。）並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 八 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状のハの項に規定する養護及び教職に関する科目の単位の修得方法は、養護に関する科目のうち衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）並びに栄養学（食品学を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、学校保健及び養護概説について合わせて二単位以上を、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想に関する科目、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学

習の過程に関する科目並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目のうち一以上の科目並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。

第十条 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
栄養に係る教育及び教職に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
最低修得単位数					
専修免許状	四	八	六	二	二
一種免許状	四	八	六	二	二
二種免許状	二	五	三	二	二
備考	<p>一 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位以上を修得するものとする。</p> <p>二 大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。</p>				

第十條 免許法別表第二に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目	養護実習・教職実践
最低修得単位数					
専修免許状	二	四	四	四	五
一種免許状	二	四	四	四	五
二種免許状	二	二	二	二	二
備考	<p>一 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及びハの項に規定する教職に関する科目の単位の修得方法は、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）のうち一以上の事項並びに養護実習について、それぞれ二単位以上を修得するものとする。</p> <p>二 養護実習の単位は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九条の二に規定する職員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる教職に関する科目（養護実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。</p> <p>三 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあっては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあっては</p>				

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

は四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

四 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目並びに生徒指導及び教育相談に関する科目にあつてはそれぞれ四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

第十條の二 免許法別表第二に規定する養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九條に規定する養護に関する科目又は前條に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法別表第二に規定する養護教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第九條に規定する養護に関する科目又は前條に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第十條の三 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含む科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする。

第十條の四 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

養 許 状	栄 専 修 免 許 状	最低修得単位数	
		第一欄	第二欄
二	二	教職に関する科目	教職の意義等に関する科目
		右項の各科目に含めること	教職の意義等に関する科目
		が必要ない事項	教職の意義等に関する科目
		が必要ない事項	教職の意義等に関する科目
四	四	教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論に関する科目
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）
		教育に関する社会的制度又は経営的事項	教育に関する社会的制度又は経営的事項
		教育の意図及び特別の活動（情報技術及び機器及び教材の活用を含む。）	教育の意図及び特別の活動（情報技術及び機器及び教材の活用を含む。）
二	二	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目
		指導（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	指導（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
		栄養教育の実習	栄養教育の実習
		教職実践演習	教職実践演習

「条を削る。」

第十条の二 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の一種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第二十条第一項、第二十二條第三項及び第六十六條の八において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第二十二條第三項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第二條から第五條まで、第七條、第九條及び第十條に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし

備考	教諭		養護		栄養	
	一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状
一 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、生徒指導及び教育相談に関する科目にあつては二単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。	二	二	四	二	四	二
二 教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目又は生徒指導及び教育相談に関する科目の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目、教育課程に関する科目並びに生徒指導及び教育相談に関する科目にあつてはそれぞれ四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）まで、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。	二	二	四	二	四	二

第十条の五 免許法別表第二の二に規定する栄養教諭の専修免許状の授与を受ける場合の栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第十條の三に規定する栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第二号）別表第一に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は前條に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第十条の六 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の教職に関する科目、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第六條、第七條、第九條、第十條、第十條の三及び第十條の四に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

3 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭・栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第二條から第六條、第七條、第九條、第十條、第十條の三及び第十條の四に規定する一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする。

、第二条から前条までに規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

4・5 [略]

第十條の三 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十條第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十六條第一項、短期大学設置基準第十六條第一項、専門職短期大学設置基準第二十三條第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第一項若しくは第二十八條第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第五條まで、第七條、第九條及び第十條に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八條（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四條第一項、短期大学設置基準第十四條、専門職短期大学設置基準第二十一條第一項又は専門職大学院設置基準第二十一條若しくは第二十七條の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第十條 免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

免許状の種類	第一欄			第二欄			第三欄	
	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数
幼稚園 専修免許状			二〇			一五	一五	一五
幼稚園 一種免許状			四			四五	四五	四五
小学校 専修免許状			三〇			一五	一五	一五
小学校 一種免許状			四			四五	四五	四五
中学校 専修免許状			二九			一五	一五	一五
中学校 一種免許状			四			四五	四五	四五
高等学校 専修免許状			一六			一五	一五	一五
高等学校 一種免許状			二			四五	四五	四五
高等学校 二種免許状			二二			一五	一五	一五
高等学校 専修免許状			一〇			四五	四五	四五
高等学校 二種免許状			四			一五	一五	一五

第十條の七 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第三十條第一項（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第十六條第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第一項若しくは第二十八條第一項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第二条から第六條、第七條、第九條、第十條、第十條の三及び第十條の四に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

2 免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第二十八條（大学院設置基準第十五條において準用する場合を含む。）、短期大学設置基準第二十四條又は専門職大学院設置基準第二十一條若しくは第二十七條の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

第十條 免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合（特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授与を受ける場合を除く。）の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

免許状の種類	第一欄			第二欄			第三欄	
	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数	最低修得単位数
幼稚園 専修免許状			一五	一五	一五	一五	一五	一五
幼稚園 一種免許状			四	四五	四五	四五	四五	四五
小学校 専修免許状			三〇	一五	一五	一五	一五	一五
小学校 一種免許状			四	四五	四五	四五	四五	四五
中学校 専修免許状			二九	一五	一五	一五	一五	一五
中学校 一種免許状			四	四五	四五	四五	四五	四五
高等学校 専修免許状			一六	一五	一五	一五	一五	一五
高等学校 一種免許状			二	四五	四五	四五	四五	四五
高等学校 二種免許状			二二	一五	一五	一五	一五	一五
高等学校 専修免許状			一〇	四五	四五	四五	四五	四五
高等学校 二種免許状			四	一五	一五	一五	一五	一五

備考

一 第二欄に掲げる各科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の大学の専攻科に設定する科目の単位のうち三単位までは、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に応じ、それぞれ定める科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

イ 幼稚園教諭の専修免許状 保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

ロ 小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

二 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数に十二単位を加えた単位数を、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位として修得しなければならない。

三 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得した者又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。

イ 幼稚園教諭の一種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目二単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位

ロ 小学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位

ハ 中学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等六単位を含めて二十単位

ニ 高等学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目五単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位を含めて二十単位

四 保健の教科についての中学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が旧国立義務教諭養成所を卒業したものであるときは、その者は、この表の中学校教諭の一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する専門的事項に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等六単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

2 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる各科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

備考

一 第二欄に掲げる教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第二条から第六条の二までに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教職に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

二 高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者又は高等専門学校を卒業した者で、免許法第五条第六項の規定により高等学校助教諭の臨時免許状の授与を受けたものであり、かつ、大学又は高等専門学校において教職に関する科目について四単位以上を修得していないものであるときは、四単位に不足する単位数を十二単位に加えた単位数を、教職に関する科目の単位として修得しなければならない。

三 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得した者又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、幼稚園又は小学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合に、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目二単位及び教職に関する科目八単位を含めて二十単位を、中学校の教諭の一種免許状の授与を受ける場合に、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目四単位及び教職に関する科目六単位を含めて二十単位を、高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合に、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目五単位及び教職に関する科目五単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

四 保健の教科についての中学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が旧国立義務教諭養成所を卒業したものであるときは、その者は、この表の中学校教諭の一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる教科に関する科目四単位及び教職に関する科目六単位を含めて二十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

2 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる教科に関する科目及び教職に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

第十一条の二 特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授受を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄

第二欄

[略]

備考

一 第二欄に掲げる大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、第三条第一項、第四条第一項及び第五条第一項の表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。

二 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授受を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、第三条第一項の表に規定する教育の基礎的理解に関する科目六単位以上並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上並びに国語等の教科の指導法に関する科目のうち専修免許状又は一種免許状の授受を受けようとするものが有している特別免許状の教科以外の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

三 中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の授受を受ける場合の各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、第四条第一項又は第五条第一項の表に規定する教育の基礎的理解に関する科目六単位以上並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目四単位以上を修得するものとする。

第十二条 第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第三欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在職年数が三年以上である場合は在職年数二年とみなして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授受を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

許状の種類	最低修得単位数			
	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目
幼稚園 教諭 一種免許状	1		7	2
小学校 教諭 一種免許状	1	1	9	2
中学校 教諭 一種免許状		3		7
高等学校 教諭 一種免許状		3		8
校教諭 一種免許状		3		7

第十一条の二 特別免許状を有する者で免許法別表第三の規定により普通免許状の授受を受ける場合の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄

第二欄

[略]

備考

一 第二欄に掲げる教科又は教諭に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、教科又は教諭に関する科目の単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教諭に関する科目に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。

二 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授受を受ける場合の教諭に関する科目の単位の修得方法は、第六条第一項の表に規定する教育の基礎理論に関する科目六単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目四単位以上並びに国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科の指導法のうち専修免許状又は一種免許状の授受を受けようとするものが有している特別免許状の教科以外の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。

三 中学校教諭又は高等学校教諭の専修免許状の授受を受ける場合の教諭に関する科目の単位の修得方法は、第六条第一項の表に規定する教育の基礎理論に関する科目六単位以上並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目四単位以上を修得するものとする。

第十二条 第十一条第一項の表備考第三号又は第四号に規定する者の免許法別表第三の第三欄に定める最低在職年数の通算については、その者の大学又は旧国立養護教諭養成所における在職年数のうち二年を超える在職年数一年をもつて在職年数二年とみなして取り扱うことができる。第十七条第一項の表備考に規定する者の免許法別表第六の第三欄に定める最低在職年数の通算についても、同様とする。

第十三条 免許法別表第三の規定により一種免許状又は二種免許状の授受を受けようとする者が、同表備考第七号の規定により十単位の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

許状の種類	最低修得単位数			
	教科に関する科目	教諭に関する科目	教科又は教諭に関する科目	教科又は教諭に関する科目
幼稚園 教諭 一種免許状	1	7		2
小学校 教諭 一種免許状	1	9		2
中学校 教諭 一種免許状	1	7		2
高等学校 教諭 一種免許状	1	8		2
校教諭 一種免許状	1	7		2

備考 この表各項の各科目の単位の修得方法は、それぞれ第一条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教諭及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

種類	最低修得単位数	
	教諭に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に関する 科目
中学校教諭	専修免許状	八
	一種免許状	二四
高等学校教諭	専修免許状	三
	一種免許状	四
備考	一種免許状	四
	専修免許状	二四

備考 一 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項の表備考第一号から第四号まで又は第五条第一項の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。
二 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第一条から第五条までに定める修得方法の例にならうものとする。
三 中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の大学の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第一条の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとする。

「項を削る。」
「項を削る。」

2 次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ前項の表の高等学校教諭の一種免許状の最低修得単位数から、教科に関する専門的事項に関する科目については四単位を、各教科の指導法に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、前項の表備考第一号の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	修得したものとみなす教科に関する専門的事項に関する科目の単位数
		第五条第一項の表に規定するもの
		〔略〕

第十六条 免許法別表第五に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

最低修得単位数	
教科に関する専門的 事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭 の教育の基礎的理解に関する科目等
	大学が独自に 設定する科目
	〔略〕

2 免許法別表第五備考第三号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第三欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科に関する専門的事項に関する科目五

備考 この表各項の教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第一条から第六条の二までに定める修得方法の例にならうものとする。

第十五条 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教諭に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条又は第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

2 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教諭に関する科目の単位の修得方法は、当該教科に関する教科の指導法の単位とする。
3 免許法別表第四に規定する中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例にならうものとする。
4 次の表の第一欄に掲げる事項についての免許法第十六条の四第一項の免許状を有する者が免許法別表第四の規定により次の表の第二欄に掲げる教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合には、それぞれ免許法別表第四の高等学校教諭の一種免許状の項第三欄に定める単位数から、教科に関する科目については四単位を、教職に関する科目については一単位を差し引くものとする。この場合における教科に関する科目の単位の修得方法については、次の表の第三欄に掲げる単位を修得したものとみなして、第一項の規定を適用する。

第一欄	第二欄	第三欄
受けている免許状の事項の種類	受けようとする免許状の教科の種類	修得したものとみなす教科に関する科目の単位数
		第五条に規定するもの
		〔略〕

第十六条 免許法別表第五に規定する単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

最低修得単位数	
教科に関する科目	教職に関する科目
	教科又は教職に関する科目
	〔略〕

2 免許法別表第五備考第三号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、前項の規定にかかわらず、同表第三欄に定める最低修得単位数が十単位である場合には、教科に関する科目五単位以上及び教職に

単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科に関する専門的事項に関する科目八単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等七単位以上を修得するものとする。

3 免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科に関する専門的事項に関する科目五単位以上及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位以上を修得するものとする。

4 前三項の教科に関する専門的事項に関する科目の修得方法は、第四条第一項の表備考第一号に定める職業についての修得方法又は第五条の表備考第一号に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

5 第一項の表の大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号イに定める修得方法の例にならうものとする。ただし、当該科目の単位のうち三単位までは、第五条第一項の表に規定する各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

第十七条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

免許状の種類	第一欄		第二欄		第三欄
	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	養護又は教諭に関する科目	養護又は教諭に関する科目	最低修得単位数

【略】

備考 養護教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの若しくは大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は旧国立養護教諭養成所を卒業したものであるときは、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる養護に関する科目四単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等三単位を含めて十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

2 免許法別表第六の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる養護に関する科目及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

3 免許法別表第六備考第一号又は第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、養護に関する科目四単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等三単位を含めて十単位を修得するものとする。

4 第一項及び前項の養護に関する科目、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第九条に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の大学が独自に設定する科目の単位のうち三単位までは、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

第十七条の二 免許法別表第六の二に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類

関する科目五単位以上を、同表第三欄に定める最低修得単位数が十五単位である場合には、教科に関する科目八単位以上及び教諭に関する科目七単位以上を修得するものとする。

3 免許法別表第五備考第四号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、教科に関する科目五単位以上及び教諭に関する科目五単位以上を修得するものとする。

4 前三項の教科に関する科目の単位の修得方法は、第四条に定める職業についての修得方法又は第五条に定める看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船についての修得方法の例にならうものとし、教諭に関する科目の単位の修得方法は、第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

5 第一項の教科又は教諭に関する科目の単位の修得方法は、第六条の二第一項に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、教科又は教諭に関する科目の単位のうち三単位までは、第六条第一項の表に規定する教諭に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

第十七条 免許法別表第六に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、それぞれ第二欄に掲げる科目の単位を含めて第三欄に掲げる単位を修得するものとする。

免許状の種類	第一欄		第二欄		第三欄
	養護に関する科目	教諭に関する科目	養護又は教諭に関する科目	養護又は教諭に関する科目	最低修得単位数

【略】

備考 養護教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの若しくは大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は旧国立養護教諭養成所を卒業したものであるときは、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる養護に関する科目四単位及び教諭に関する科目三単位を含めて十単位を修得したものとみなして、この表を適用する。

2 免許法別表第六の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、前項の表の第二欄に掲げる養護に関する科目及び教諭に関する科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

3 免許法別表第六備考第一号又は第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、第一項の規定にかかわらず、養護に関する科目四単位及び教諭に関する科目三単位を含めて十単位を修得するものとする。

4 第一項及び前項の養護に関する科目、教諭に関する科目及び養護又は教諭に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第九条、第十条及び第十條の二に定める修得方法の例にならうものとする。ただし、専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教諭に関する科目の単位のうち三単位までは、第十条の表に規定する教諭に関する科目に準ずる科目の単位をもつて、これに替えることができる。

第十七条の二 免許法別表第六の二に規定する単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類

与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

三 大学が独自に設定する科目の修得方法は、第二条第一項の表備考第十四号に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の大学の独自に設定する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上の科目についてそれぞれ一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学の独自に設定する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条第一項の表備考第一号に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、情報の教科に関する科目（情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同号に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）及び家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 〔略〕

幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状
受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の表備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

最低修得単位数

の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

三 教科又は教職に関する科目の修得方法は、第六条の二に定める修得方法の例にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては書道（書写を中心とする。）について一単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては「法律学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ一単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては日本史及び外国史並びに地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ一単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上の科目についてそれぞれ一単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては工芸について一単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては木材加工（製図及び実習を含む。）、金属加工（製図及び実習を含む。）及び栽培（実習を含む。）についてそれぞれ一単位以上を修得するものとし、中学校教諭の普通免許状（二種免許状を除く。）を有する者が高等学校教諭の一種免許状の授与を受ける場合の大学の独自に設定する科目の修得方法は、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては第五条の表備考第二号に掲げる地理歴史の教科に関する科目のうち一以上の科目について一単位以上を、公民の教科に関する科目（情報社会及び情報倫理並びにコンピュータ及び情報処理（実習を含む。）を除く。）についてそれぞれ一単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては同表第二欄に掲げる工業の教科に関する科目についてそれぞれ二単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあつては住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）並びに家庭電気・機械及び情報処理についてそれぞれ一単位以上を修得するものとする。

四 〔略〕

幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭普通免許状	小学校教諭普通免許状
受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類	受けるようとする免許状の種類	必要とする学校の免許状の種類
科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第十八条の四 免許法別表第八の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、第十八条の二の表備考第四号の規定により免許法別表第八の第四欄に定める単位数の半数（小数点以下は切り上げる。）の修得をもつて足りる場合における単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

最低修得単位数

備考	この表各項の単位の修得方法は、第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。			
	中学校教諭普 通免許状	中学校教諭普 小免許状	中学校教諭二 種免許状	高等学校教 諭一種免許 状
			五	
			一	一
			一	
			一	
			一	二
			一	四

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に
 関し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資
 格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の
 教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域
 の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、第二条第三項、第
 三条第三項、第四条第三項及び第五条第三項に規定する課程（次項において「教職特別課程」という。
 ）にあつては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修
 免許状授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のう
 ち各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等以外の科目の最低単位数は
 既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課程にあつては一種免許状授与の所要資格
 を得させるための課程について認定するものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程
 について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基
 準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、短期
 大学設置基準第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準第五十六条第一項又は専門職大学院設置基準
 第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において単に「共同教育課程」
 という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成するすべての大学の
 設置者が申請書を提出しなければならない。

第二十二條 [略]

第三 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置
 基準第十五条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第二十四条第一項、短期大学設置
 基準第十四条第一項又は専門職短期大学設置基準第二十一条第一項の規定により大学が定める他の大学
 の授業科目として開設される各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等及び特別
 支援教育に関する科目を前二項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合におい

備考	この表各項の単位の修得方法は、第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。			
	中学校教諭普 通免許状	中学校教諭普 小免許状	中学校教諭二 種免許状	高等学校教 諭一種免許 状
			五	
			一	一
			一	
			一	
			一	二
			一	四

第二十条 文部科学大臣は、免許法別表第一、別表第二又は別表第二の二に規定する科目の単位の修得に
 関し、大学の課程が教育課程、教員組織、教育実習並びに施設及び設備について、免許状授与の所要資
 格を得させるための課程として適当であることを当該科目に係る免許状の種類（中学校及び高等学校の
 教員の免許状にあつては免許教科の種類を、特別支援学校の教員の免許状にあつては特別支援教育領域
 の種類を含む。以下この章において同じ。）ごとに、認定するものとする。ただし、教職特別課程にあ
 つては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程（当該課程において専修免許状
 授与の所要資格を得ることができる者は、免許法別表第一の専修免許状の項に係る所要資格のうち教職
 に関する科目以外の科目の最低単位数は既に修得している者に限る。）について、特別支援教育特別課
 程にあつては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものとする。

第二十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程
 について、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、大学設置基
 準第四十三条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門
 職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程（以下この項及び次条第四項において単に
 「共同教育課程」という。）について課程の認定を受けようとする場合は、当該共同教育課程を編成す
 るすべての大学の設置者が申請書を提出しなければならない。

第二十二條 [略]

第三 認定課程を有する大学は、教育上有益と認めるときは、大学設置基準第二十八条第一項（大学院設置
 基準第十五条において準用する場合を含む。）又は短期大学設置基準第十四条第一項の規定により大学
 が定める他の大学の授業科目として開設される教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目を前二
 項の規定により開設する授業科目とみなすことができる。この場合において、当該みなすことができる
 授業科目の単位数は、免許法別表第一、別表第二及び別表第二の二に規定する当該科目の単位数のそれ

て、当該みなすことができる授業科目の単位数は、第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第七条第一項、第九条及び第十条の表に規定する当該科目の単位数のそれぞれ三割を超えないものとする。

4・5 [略]

第二十二條の三 免許法別表第一備考第八号、別表第二備考第四号、別表第三備考第五号及び別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二條の五 認定課程を有する大学は、教育実習、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、養護実習及び栄養教育実習（以下この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十二條の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一 三 [略]

四 卒業者（専門職大学の前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）の教員免許状の取得の状況に関すること。

五・六 [略]

第三十二條 [略]

2 [略]

3 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及びハの項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目の単位及び養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を含めて、十七単位及び三十二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4 [略]

第六十四條 [略]

2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

第二欄	第二欄	第三欄	第四欄
[略]			

備考

一・二 [略]

三 この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからへまでに定めるところによる。ただし、イからへまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イホ [略]

へ 特殊技能の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつて

ぞれ三割を超えないものとする。

4・5 [略]

第二十二條の三 免許法別表第一備考第八号及び別表第二備考第四号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

第二十二條の五 認定課程を有する大学は、第六条第一項の表第五欄に掲げる教育実習、第七条第一項の表第四欄に規定する心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習、第十条の表第五欄に規定する養護実習及び第十条の表第五欄に規定する栄養教育実習（この条において「教育実習等」という。）を行うに当たっては、教育実習等の受入先の協力を得て、その円滑な実施に努めなければならない。

第二十二條の六 認定課程を有する大学は、次に掲げる教員の養成の状況についての情報を公表するものとする。

一 三 [略]

四 卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。

五・六 [略]

第三十二條 [略]

2 [略]

3 免許法別表第二の養護教諭の一種免許状の口の項及びハの項の指定教員養成機関においては、それぞれ、その免許状授与の所要資格を得させるために必要な養護に関する科目の単位及び教職に関する科目の単位を含めて、十七単位及び三十二単位以上の授業科目を開設し、生徒に履修させなければならない。

4 [略]

第六十四條 [略]

2 前項の教育職員検定のうち、学力及び実務の検定は、次の表の定めるところによる。

第二欄	第二欄	第三欄	第四欄
[略]			

備考

一・二 [略]

三 この表の第四欄に定める単位の修得方法は、次のイからへまでに定めるところによる。ただし、イからへまでに掲げる科目は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ視覚特別支援学校又は聴覚特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

イホ [略]

へ 特殊技能の教授を担任する特別支援学校自立教科教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつて

は、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する専門的事項に関する科目四単位以上

四 〔略〕

第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認める科目の単位は、幼稚園教諭の普通免許状にあつては領域に関する専門的事項に関する科目の単位、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状にあつては教科に関する専門的事項に関する科目の単位とし、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
	〔略〕	

第六十六条の八 免許法別表第一備考第六号に規定する教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定める教科及び教職に関する科目は、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等とする。

第六十六条の九・第六十六条の十 〔略〕

〔条を削る。〕

附則

4 免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許法附則第五項の表の番号	教科に関する専門的事項	最低修得単位数
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	

備考 この表各号の単位の修得方法は、それぞれ第四条第一項及び第五条第一項の表に定める修得方法の例にならうものとする。

6 免許法附則第十七項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許状の種類	栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数
	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	

備考

- 一 〔略〕
- 二 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。
- 三 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法は、教育の基礎的理解に

は、第七条第一項の表に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目四単位以上、特別支援教育領域に関する科目のうち心理等に関する科目二単位以上及びその免許教科に係る教科に関する科目四単位以上

四 〔略〕

第六十六条の七 免許法別表第一備考第五号ロの規定により認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として適当であると認める科目の単位は、次の表の第一欄に掲げる課程について、それぞれ、第二欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる単位数を限度とする。

第一欄	第二欄	第三欄
	〔略〕	

〔条を加える。〕

第六十六条の八・第六十六条の九 〔略〕

第六十六条の十 〔略〕

第六十七条の二 免許法別表第三備考第五号及び免許法別表第四備考第三号に規定する文部科学大臣が指定する短期大学の専攻科は、学位規則第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす短期大学の専攻科とする。

附則

4 免許法附則第五項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許法附則第五項の表の番号	教科に関する科目	最低修得単位数
	教職に関する科目	

備考 この表各号の教科に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第四条、第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

6 免許法附則第十八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

免許状の種類	栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位数
	教職に関する科目	

備考

- 一 〔略〕
- 二 栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第十条の三に定める修得方法の例にならうものとする。
- 三 教職に関する科目の単位の修得方法は、教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目

10 免許法附則第十八項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
備考	[略]	[略]
一 [略]		
二 第三欄に定める単位の修得方法は、次に掲げる第二項第一項に定める科目について、それぞれ規定する単位数を修得するものとする。		
イ 保育内容の指導法に関する科目並びに教育の方法及び技術に関する科目	二 単位以上	
ロ 教育の基礎的理解に関する科目(教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。))に係る部分に限る。	二 単位以上	
ハ 教育の基礎的理解に関する科目(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。))に係る部分に限る。	二 単位以上	
ニ 教育課程の意義及び編成の方法に関する科目	一 単位以上	
ホ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(幼児理解の理論及び方法に係る部分に限る。)	一 単位以上	
三〇六 [略]		

四 前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(栄養教育実習を除く。)の単位をもって、これに替えることができる。

五 免許法附則第十七項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。

10 免許法附則第十九項に規定する最低在職年数及び最低単位数として文部科学省令で定めるものは、次の表に定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄
備考	[略]	[略]
一 [略]		
二 第三欄に定める単位の修得方法は、第六条第一項の表に定める教職の意義等に関する科目二単位以上(教職の意義及び教員の役割並びに教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。))に係る二単位以上を含む。、教育の基礎理論に関する科目二単位以上(教育に関する社会的、制度的又は経営的事項に係る二単位以上を含む。)、教育課程及び指導法に関する科目三単位以上(教育課程の意義及び編成の方法に係る一単位以上並びに保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))に係る二単位以上を含む。))並びに生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目一単位以上(幼児理解の理論及び方法に係る一単位以上を含む。))を修得するものとする。		
三〇六 [略]		

四 前号の栄養教育実習の単位は、免許法第三条の二に規定する非常勤の講師として一年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、前号の教職に関する科目(栄養教育実習を除く。)の単位をもって、これに替えることができる。

五 免許法附則第十八項の表備考第二号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、栄養に係る教育に関する科目について二単位以上を修得するものとする。

14 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目二十単位、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等二十四単位並びに大学が独自に設定する科目十六単位を含めて九十単位を修得するものとし、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

14 改正法附則第八項の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、教科に関する科目二十単位、教職に関する科目二十四単位及び教科又は教職に関する科目十六単位を含めて九十単位を修得するものとし、教科に関する科目及び教職に関する科目の単位の修得方法にあつてはそれぞれ第五条及び第六条に定める修得方法の例にならうものとする。

38 免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する専門的事項に関する科目十単位、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等十二単位並びに大学が独自に設定する科目八単位を含めて四十五単位(同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所(次項において「看護師養成施設」という。))のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する専門的事項に関する科目七単位、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位並びに大学が独自に設定する科目五単位を含めて三十単位)を修得したものとみな

38 免許法別表第三により保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が、改正法附則第七項の規定により保健の教科についての高等学校校助教諭の臨時免許状の授与を受けており、かつ、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第七条の規定により看護師の免許を受けているものであるときは、当分の間、その者は、附則第十四項に規定する最低修得単位数のうち、教科に関する科目十単位、教職に関する科目十二単位及び教科又は教職に関する科目八単位を含めて四十五単位(同法第二十一条第二号又は第三号の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成所(次項において「看護師養成施設」という。))のうち修業年限二年のものを卒業した者にあつては、教科に関する科目七単位、教職に関する科目八単位及び教科又は教職に関する科目五単位を含めて三十単位)を修得したものとみなして、附則第十四項の規定を適用する。

して、附則第十四項の規定を適用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第二の一号様式（第七十三条関係）を次のように改める。

別記第二の一号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第（ ））	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第（ ））第2欄に定める基礎資格を有し、同表第3欄に定める単位を修得したことを証明する。	
年 月 日	
〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印	
記	
1、基礎資格	
・学位の種類	
・在学期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (〇〇大学〇〇学部〇〇学科 卒業)
2、単位	
・(教科及び教職)(養護及び教職)(栄養に係る教育及び教職)に関する科目 (科目名) 〇〇単位	
・特別支援教育に関する科目 (科目名) 〇〇単位	
・全ての単位を修得した年度	年度
・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目 (科目名) 〇〇単位	

備考

- 一 「(別表第())」の箇所には、「別表第一」、「別表第二」又は「別表第二の二」と記入すること。
- 二 「学位の種類」の箇所には、「修士()」、「学士()」又は「短期大学士()」のごとく、学位の種類及び分野を記入すること。
- 三 「(教科及び教職)(養護及び教職)(栄養に係る教育及び教職)に関する科目」の「(科目名)」の箇所は、教科及び教職に関する科目については、「教科及び教科の指導法に関する科目(国語に関する専門的事項)」のごとく教育職員免許法施行規則第2条から第5条までに規定する科目名を、養護及び教職に関する科目については、「養護に関する科目(衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。))」のごとく教育職員免許法施行規則第9条に規定する科目名を、栄養に係る教育及び教職に関する科目については、「栄養に係る教育に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第10条に規定する科目名を記入すること。
- 四 「特別支援教育に関する科目」の「(科目名)」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の第1欄から第4欄に掲げる科目名を記入すること。
- 五 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「(科目名)」の箇所には、「日本国憲法」のごとく教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目名を記入すること。

別記第二の二号様式（第七十三条関係）を次のように改める。

別記第二の二号様式（第七十三条関係）

<p>学力に関する証明書（別表第 ）</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 ）（第 欄）に定める単位を修得したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>記</p> <p>単位</p> <ul style="list-style-type: none">・（科目名）〇〇単位・上記の全ての単位を修得した年度 年度

備考

- 一 「（別表第 ）」の箇所には、「別表第三」、「別表第四」、「別表第五」、「別表第六」、「別表第六の二」、「別表第七」又は「別表第八」と記入すること。
- 二 「（第 欄）」の箇所には、別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七又は別表第八については「第四欄」、別表第四又は別表第五については「第三欄」と記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科及び教職に関する科目」のごとく記入すること。

別記第二の四号様式（第七十三条関係）を次のように改める。

別記第二の四号様式（第七十三条関係）

<p>学力に関する証明書（教育職員検定）</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（第 条）に定める科目の単位を修得したことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>記</p> <p>単位</p> <p>・（科目名）〇〇単位</p> <p>・上記の全ての単位を修得した年度 年度</p>
--

備考

- 一 「（教育職員免許法）」の箇所には、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」のごとく記入すること。
- 二 「（第 条）」の箇所には、教育職員免許法については「附則第5項の表第4欄」「附則第9項の表第4欄」「附則第18項の表第4欄」のごとく、教育職員免許法施行規則については「第64条第2項の表第4欄」のごとく、記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科及び教職に関する科目」のごとく記入すること。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）を次のように改める。

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）（課程の一部を履修）したことを証明する。

年 月 日
 ○○大学 学長 ○○ ○○ 印
 記

必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

選択必修領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日

選択領域

免許状更新講習の名称	時間数	履修認定年月日	対象免許種

備考

- 一 「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 「必修領域」、「選択必修領域」又は「選択領域」のうち一又は二の領域について証明する場合には、証明しない領域の欄は設けないこととする。
- 三 平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入すること。

(免許状更新講習規則の一部改正)

第二条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。

選択必修領域	[略]	六時間以上
イ ホ [略]	ハ 免許法施行規則第二条第一項の表備考第五号に規定するカリキュラム・マネジメント	
ト 育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善		
チ ヲヨ [略]		

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、第四条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

第四条 免許法第九条の三第一項第一号に規定する文部科学省令で定める事項は、次の表の上欄に掲げる領域に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項とし、同条第二項に規定する免許状更新講習の時間の内訳は、同表の下欄に掲げる時間とする。

選択必修領域	[略]	六時間以上
イ ホ [略]	ハ 教科横断的な視点からの教育活動の改善を支える教育課程の編成、実施、評価及び改善の一連の取組	
ト 学習指導要領等に基づき育成すべき資質及び能力を育むための習得、活動及び探究の学習過程を見通した指導法の工夫及び改善		
チ ヲヨ [略]		

第六条 修了認定は試験による成績審査に合格した者に対して行うものとし、当該修了認定の基準は、前条に規定する事項について基礎的な知識技能を有することとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定（教育職員免許法施行規則第十条の六第一項及び第三項の改正規定並びに同令第十二条の改正規定に限る。）及び第二条の規定（免許状更新講習規則第六条の改正規定に限る。）は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）別表第一から別表第八まで、附則第五項、第十七項及び第十八項の規定により教諭、養護教諭又は栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）において修得した教科に関する科目、養護に関する科目及び栄養に係る教育に関する科目の単位のうち、新法別表第一備考第五号ロの規定に準じて、新法による認定課程（以下「新課程」という。）を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。）

以下第七項において「領域に関する専門的事項に関する科目」という。）、教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下第七項において「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位とみなすことができる。

3 新法別表第一から別表第八まで、附則第五項、第十七項及び第十八項の規定により教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位について、次の表の第一欄に掲げる免許状の種類に応じ、第三欄に掲げる科目の単位については、新課程を有する大学が相当であると認めるものは、第二欄に掲げる科目の単位とみなすことができる。

第一欄	第二欄	第三欄
幼稚園	この省令による改正後の教育職員免許法施行規則に規定する科目	この省令による改正前の教育職員免許法施行規則に規定する科目
領域及び保育内容の指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目（保育内容の指導法に係	

教諭

<p>(保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)に係る部分に限る。)</p>	<p>る部分に限る。)</p>
<p>教育の基礎的理解に関する科目</p>	<p>教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目(教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。) 教職に関する科目に準ずる科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)</p>
<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>教育課程及び指導法に関する科目(保育内容の指導法に係る部分を除く。) 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目(総合的な学習の時間の指</p>

	<p>教育実践に関する科目</p>	<p>導法に関する内容を含むものに限る。）</p> <p>教育実習</p> <p>教職実践演習</p>
<p>小学校</p>	<p>教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）</p>	<p>教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）</p>
<p>教諭</p>	<p>教育の基礎的理解に関する科目</p>	<p>教職の意義等に関する科目</p> <p>教育の基礎理論に関する科目</p> <p>教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）</p> <p>教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）</p>

	<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>中学校</p>	<p>教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）</p>		<p>教育の基礎的理解に関する科目</p>
<p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 （部分を除く。）</p>	<p>教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）</p>	<p>教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程及び指導法に関する科目（教育課程の意義及び編</p>		<p>教育実践に関する科目</p>	
	<p>教育実践に関する科目</p>				

校教諭	<p>高等学 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報機器及び教材の活用</p>	<p>教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分に限る。）</p>
	<p>教育実践に関する科目</p>	<p>教育実践 教職実践演習</p>
	<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に係る部分を除く。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。）</p>
		<p>成の方法に係る部分に限る。） 教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）</p>

<p>を含む。)に係る部分に限る。)</p>	<p>教育の基礎的理解に関する科目</p>	<p>教職の意義等に関する科目</p>	<p>教育の基礎理論に関する科目</p> <p>教育課程及び指導法に関する科目 (教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。)</p> <p>教職に関する科目に準ずる科目 (特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。)</p>
<p>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</p>	<p>教育課程及び指導法に関する科目 (各教科の指導法に係る部分を除く。)</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</p> <p>教職に関する科目に準ずる科目 (総合的な学習の時間の指導法に関する内容を含むものに限る。)</p>		

	教育実践に関する科目	教育実習 教職実践演習
養護教諭	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目 教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。） 教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談に関する科目	教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。） 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

		<p>教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。）</p> <p>養護実習</p> <p>教職実践演習</p>
<p>栄養教 論</p>	<p>教育の基礎的理解に関する科目</p>	<p>教職の意義等に関する科目</p> <p>教育の基礎理論に関する科目</p> <p>教育課程に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法に係る部分に限る。）</p> <p>教職に関する科目に準ずる科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する内容を含むものに限る。）</p>
	<p>生徒指導、教育相談に関する科目</p> <p>道徳、総合的な学習の時間等の内容及び</p>	<p>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</p> <p>教育課程に関する科目（道徳及び特別活動に関する内容、</p>

	<p>に係る部分に限る。）</p> <p>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</p> <p>教職に関する科目に準ずる科目（総合的な学習の時間の内容に関する内容を含むものに限る。）</p>
<p>教育実践に関する科目</p>	<p>栄養教育実習</p> <p>教職実践演習</p>

4 新法別表第一から別表第八までの規定により、教諭、養護教諭・栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧課程において修得した教科又は教職に関する科目、養護又は教職に関する科目又は栄養に係る教育又は教職に関する科目の単位について、新課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことができる。ただし、前項の規定により、新課程において修得した科目の単位とみなした旧課程において修得した教職に関する科目に準ずる科目の単位については、当該科目の単位を新課程において修得した大学が独自に設定する科目の単位とみなすことはできない。

5 前三項に規定する新課程を有する大学には、新法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関、新法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関、新法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関又は新法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の開設者を含むものとする。この場合において、「改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）による認定課程（以下「旧課程」という。）」又は「旧課程」とあるのは、「旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関、旧法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関若しくは旧法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関又は旧法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育」と、「新課程に」とあるのは、「新法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、新法第五条第一項の規定により文部科学大臣の指定を受けた養護教諭養成機関若しくは新法別表第二の二備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関又は新法別表第三備考第六号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育」とする。

6 改正法附則第六条の規定により、旧法別表第一から別表第二の二までに規定するそれぞれの普通免許状に

係る所要資格を得たことにより、新法別表第一から別表第二の二までに規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧法別表第一備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）については、平成三十四年度までに入学し引き続き在学する学生に対し、この省令による改正にかかわらず、領域に関する専門的事項に関する科目の履修について、小学校の国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する専門的事項に関する科目のうち、一以上の科目について修得させることにより、第二条第一項の表備考第一号に規定する科目のうち一以上の科目を修得させたものとみなすことができる。